

平成22年度から助成制度が変わります

「長寿・子育て・障害者基金」につきましては、昨年実施されました行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納し、平成22年度より、「社会福祉振興助成事業」として新たな制度が創設されることになりました。新たな制度の概要を以下に示します。

※下記概要は、今後の検討過程で変更することがあります。

【社会福祉振興助成事業の概要】

平成22年度より新たに創設される「社会福祉振興助成事業」は、国が福祉医療機構へ補助金を交付し、福祉医療機構が団体へ助成金を交付する制度となります。

福祉医療機構では、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行います。

社会福祉振興助成事業（国庫補助金）

福祉医療機構

助成金

先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や政策を補完・充実させる事業

地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

障害者スポーツ支援事業

障害者スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

先進的・独創的活動支援事業

- ①高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
- ②貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
- ③福祉・介護従業者の確保・育成に関する事業
- ④地域や家庭における子育て支援に関する事業
- ⑤高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
- ⑥高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
- ⑦日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

地域活動支援事業

- ①上記の①～⑥に掲げる事業
- ②その他地域に密着したきめ細かな事業

障害者スポーツ支援事業

- ①障害者スポーツの育成・強化に関する事業
- ②スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
- ③その他障害者スポーツに関する事業

重点助成分野……次の事業のうち、民間の活動の効果が著しい事業については、積極的に採択

- ①退職した団塊世代の方々の積極的な参画による地域コミュニティの再生支援
- ②高齢者・障害者・子どもが一体的に生活し、サービスを利用する共生型施設の運営支援
- ③医療的ケアが必要な障害者やその家族等への支援
- ④貧困者や派遣切りにあった方々等への支援

【助成対象事業者】

特定非営利活動法人、非営利任意団体、社会福祉法人、一般社団又は一般財団法人等

【助成額】

地域活動支援事業は、助成額上限300万円、先進的・独創的活動支援事業及び障害者スポーツ支援事業は上限なし。ただし、50万円に満たない場合は、助成の対象としません。

※詳しい制度のしくみ、今後の募集の概要等は当機構ホームページで順次公開予定です。ご参照ください。 → <http://www.wam.go.jp/wam/>